（仮称）お茶の水女子大学新学生寮整備運営事業
募集要項等に関する質問回答書（２回目）

１　本質問回答書は、令和８年 10 月 15 日（木）から 10 月 16 日（金）までに受け付けた「（仮称）お茶の水女子大学新学生寮整備運営事業」の募集要項等に関する質問書（２回目）を項目順に整理し、その回答を記載したものです。
２　質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、本学で整理していますので注意してください。

令和８年10月30日

国立大学法人 お茶の水女子大学

＜ ① 募集要項に関する質問回答 ＞

No.	項目	頁	章	1	(1)	1)	質問	回答
1	プレゼンテーション及びヒアリング	18	1	18	(2)		プレゼンテーション及びヒアリングに施設内容を分かりやすく伝えるための模型や動画を持ち込むことは可能でしょうか。	模型の持込みや動画の使用は不可とします。
2	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	34	別				改定基準について、変動率±3%を±2%程度に見直していただくことは可能でしょうか。 日本銀行の物価安定目標が 2%であることを踏まえると、3%は事業者にとって負担の大きい基準と考えられます。	原案の通りとします。変動率±３％は、改定の要否を判定する基準です。物価変動に伴う維持管理費相当について、指数の変動率が当該基準を超えた場合は、３％を超える部分のみではなく、募集要項に定める算式に基づき、指数の変動率全体を反映して改定します。

＜ ② 様式集に関する質問回答 ＞

No.	項目	頁	様式	1	(1)	質問	回答
3	各様式への記載	1		4	(1)	「各様式への記載は（中略）当該項目に基づいて（内容・順番ともに変更しないで）ください」とありますが、「その他独自の提案」を分けて記載するのではなく、独自の提案だと分かるようにする前提で、各項目に振り分けて記載することは可能でしょうか。	提案審査における各応募者の提案の一覧性の観点より、不可とします。
4	DSCR の計算	4	23			様式２３「借入金残高」の計算について、計算に必要な「支払利息」の数値が様式２３内に無いのですが、「支払利息」の項目を追加してよろしいでしょうか。	「借入金残高」と「支払利息」は直接的には関係ないものと考えています。 なお、＜様式２２＞からも分かるように「税引後当期利益＝営業損益（売上－費用）＋営業外損益（受取利息－支払利息）＋特別損益－法人税等」であり、＜様式２３＞の「税引後当期利益」の内訳として「支払利息」の項目を追加することは問題ないものとします。
5	仮払消費税増減 仮受消費税増減	4	23			様式２３「資金収支計算書」の計算について、「仮払消費税増減」及び「仮払消費税増減」の記入について、それぞれ前年度の数値と比べた増減を記入するという理解でよろしいでしょうか。	＜様式２３＞は、いわゆる「キャッシュフロー」であると考えています。そのうえで、詳細については、応募者（事業者）の企業会計処理上の判断によるものとします。
6	見積金額等内訳（施設整備費相当の内訳書）	50	24			コ「その他の費用」については一般管理費、ケ「その他必要な関連業務費用」については一般管理費を除く諸費用について記載するという認識でよろしいでしょうか。	施設整備費相当の「ケ その他必要な関連業務費用」とは、「アからクまでを実施するのにその他必要な関連業務費用」のことをいい、「コ その他の費用」とは、「アからケ以外に必要となる初期投資費用（例えば、事業者の開業に要する費用、建中金利、各種保険料、資金調達に要する費用等をいい、これらに限るものではありません。）」のことをいいます。なお、「ケ その他○○○」、「コ その他○○○」の「その他」には、直接的な関係はありません。 ちなみに、「維持管理費相当」の「カ その他の費用」とは、「アからオ以外に必要となる維持管理費用（例えば、事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益等をいい、これらに限るものではありません。）」のことを、「運営費相当」の「ク その他の費用」とは、「アからエ及びキ以外に必要となる運営費用（例えば、事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益等をい

No.	項目	頁	様式	1	(1)	質問	回答
							い、これらに限るものではありません。）」のことを、それぞれいいます。
7	見積金額等内訳書（施設整備費相当のうち改修工事費用の内訳書）	50	24			また、様式２４「見積金額用内訳書」と様式２５「見積金額等内訳書（施設整備費相当のうち改修工事費用の内訳書）」の両方に「その他の費用」が記載されておりますが、様式２４の「その他の費用」にはア～ケの「施設整備費」の一般管理費のうち、「改修工事費用」の一般管理費を除いた金額、様式２５の「その他の費用」には「改修工事費用」の一般管理費を記載するという整理でよろしいでしょうか。	＜様式２４＞の「コ その他の費用」については、No.６への回答を参照してください。 ＜様式２５＞の「その他の費用」については、あくまでも「直接費」の内訳であって、「解体工事費用」から「屋外施設・屋外設備工事費用」までに含まれない費用を記載してください。
8	見積金額等内訳書	55	24－27			様式２２と様式２３についてMicrosoft EXCELで提出が求められていますが、様式２４～様式２７やその他計算に必要なEXCELシートを含めて提出することは可能でしょうか。	＜様式２２、２３＞のＥＸＣＥＬデータの提出は必須とし、＜様式２４から２７＞のＥＸＣＥＬデータの提出は任意とし、これを拒むものではありません。
9	見積金額等内訳書	55	24－27			SPCを組成しない場合で、応募企業自らが担当する業務において、外部発注した業務の経費はどの項目に記載すればよろしいでしょうか。	まず、＜様式２４から２７＞は、あくまでも、本学から事業者に支払われる対価施設整備費相当、維持管理費相当、運営費相当（独立採算対象は除く））の内訳であることに留意して作成してください。つまり、施設整備費相当＝＜様式２４＞の合計、＜様式２４＞のウ＝＜様式２５＞の合計、維持管理費相当＝＜様式２６＞の合計、運営費相当（独立採算対象は除く））＝＜様式２７＞の合計となります。 そのうえで、ご質問の「外部発注した業務の経費（ご質問の内容だけでは判断できかねますが、事業者（応募企業自ら）が外部発注するための経費）」は、＜様式２４＞では、「コ その他の費用」、＜様式２６＞では、「カ その他の費用」、＜様式２７＞では、「カ その他の費用」に計上するのが適当と考えます。No.６への回答を参照してください。
10	施工計画	64	34			改修工事期間中の住環境の確保とは、いずみナーサリーやこども園についても含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書にも記載の通り、いずみナーサリー、隣接する文京区立お茶の水女子大学こども園および附属幼稚園は、工事期間中も運営しているため、周辺環境に十分に配慮（工事動線、仮囲い、落下物対策、騒音・粉塵対策、その他緊急時対応等）してください。
11	透視図の枚数	84	52			透視図の枚数は3枚とありますが、個室のパターン以外で外観や学生交流施設の枚数を増やすことは可能でしょうか。	＜様式５２＞は、Ａ３判（横使い）３枚とし、透視図のカット数は応募者の判断によるものとします。

＜ ③ 要求水準書／本文に関する質問回答 ＞

No.	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ｱ	質問	回答
12	電力増強時の工事費負担区分	10	2	1	(5)	2)	①	エ	既存借室電気室からの供給を継続する場合、電力容量の増強に必要となる電力会社所有設備の増設・更新に係る工事費又は工事費負担金を、本事業の施設整備費に計上すべき範囲をご教示ください。	本事業において電力容量を増強する場合、当然に、必要となる電力会社所有設備の増設・更新に係る工事費又は工事費負担金等は、本事業の施設整備費に計上する必要があります。なお、東京電力との借室契約については、「追加資料12_東電借室契約現況図」をご確認ください。
13	ゴミ集塵所	13	2						第１回募集要項等に関する質問	隣接するいずみナーサリーおよ

No.	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ｱ	質問	回答
									回答書<③要求水準書/本文に関する質問>の質疑 No22 で隣接するいずみナーサリーおよびこども園は、学内の別の回収場所を利用していますと回答がありましたが、具体的な場所をご教示ください。	びこども園でのゴミ処理については、本学敷地内にて、管理しています。
14	植栽の解体	13	2	1	(6)	5)			既存施設の植込みを一度解体し、再度整備してもよろしいでしょうか。	既存施設の植込みは、事業範囲内であることかつ緑化基準等を満たすことを前提とし、撤去、再整備をすることも可能とします。 なお、本施設は女子学生寮であることから、植栽の再整備については、防犯性やプライバシー保護等に配慮することを求めます。
15	個室	13	2	2	(1)	1)			間取りは 1K と指定がありますが、キッチンと居室を扉で区切らない 1R の提案は可能でしょうか。	施設整備業務に関する他の要求水準を満たすことを前提として、キッチンと居室を扉で区切らない提案も可能とします。
16	学生交流施設	14	2	2	(1)	2)			学生交流施設の備品関係は大学負担か事業者負担、どちらになるのでしょうか。	学生交流施設の備品（可動の什器・備品を含む。）については、事業者負担にて、整備および維持管理を行うこととします。
17	【募集要項等に関する追記事項】関係機関との事前協議内容	15	2	3	(4) (5)	－	－	－	10/13 に要求水準書に追記された「東京都建築安全条例第 19 条および第 17 条」に関する関係機関との事前協議内容について、協議の議事録や関係機関より提示された法的根拠資料などございましたら、ご提示いただけますでしょうか。	10 月 13 日に要求水準書へ追記した東京都建築安全条例 19 条および第 17 条に関する記述ついて、詳細を以下に記載します。 第 19 条について 既存建物は、道路とバルコニーの間に柵および植栽があるため、道路に直接面する窓とは認められないとの指摘を受けています。また、本事業において、柵を設置する場合は、採光および通風を妨げない形状とし、住戸ごとに柵に扉等を設け、道路へ直接避難できる計画とすることを求められる可能性があります。このことにより、第 19 条に適合することを目的とした改修工事を本事業に含めることとします。なお、具体的な適合方法は、事業者の提案によるものとします。 第 17 条について 東京都建築安全条例とその解説より、既存建物の北側屋外階段が「共同住宅等の主要な出入口」に該当する可能性があるとの指摘を受けています。該当する場合、本施設の建物規模により、北側屋外階段から南側道路までの通路の幅員を 4.0m以上とすることを求められる可能性がありますが、第 17 条の適用について、協議中であるため、応募者の提案においては、第 17 条に適合することを目的とした改修工事は生じないという前提としてください。
18	積算書の提出	17	2	4	(3)	3)			実施設計終了時に提出する図書について、積算書の提出は、事業者の見積書を提出するという認識でよろしいでしょうか。	本事業においては、本学が作成する設計書（内訳書）がありませんので、施設整備費の改定や設計変更等においては、事業者が作成し提出する「数量調書、積算書」を協議の参考資料とす

No.	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ｱ	質問	回答
										ることになります。したがって、当該協議の参考とできる内容であること（例えば、それぞれの数量及び単価等が明確であることとしますが、これに限るものではありません。）を条件として、事業者の見積書を提出することでよいものとします。
19	設備切替えに伴う停電・断水の施工条件	19	2	5	(3)	1)	②	エ	いずみナーサリーの継続運営に配慮した電気・給排水設備の切替工事について、大学及び施設管理者と事前協議の上、一時的な停電・断水を伴う施工を計画する場合の、提案時に見込むべき施工条件をご教示ください。	いずみナーサリーの継続運営及び利用者の安全確保を前提として、施設の利用時間帯を避けた作業や必要に応じた代替措置など、保育業務に支障を生じさせないための対策を講じた施工計画としてください。 なお、やむを得ず供給停止を伴う場合は、その範囲及び時間を必要最小限とし、実施日時等は本学及び施設管理者の了承を得て決定するものとします。
20	西側通路の工事中の利用条件	19－20	2	5	(3)	1)	②	エ	工事搬入路として利用を検討している計画地西側通路について、工事期間中にこども園の登降園動線として確保すべき範囲及び時間帯など、搬入路計画上の利用条件をご教示ください。	事業開始後、事業計画地西側は、こども園の登降園ルートとして使用しないため、こども園の登降園動線の確保を目的とした利用範囲や時間帯の制限はありません。 ただし、こども園及びいずみナーサリーが隣接していることから、工事車両の通行・搬入に当たっては、周辺の園児・保護者等の安全確保や、騒音・振動・粉じん等の周辺環境への影響に十分配慮した搬入路計画としてください。
21	近隣への安全対策に関する指定条件	19－20	2	5	(1)	1) 3)	－	－	工事中の安全対策は事業者提案とし、詳細は大学及び関係施設と協議するものと理解しております。提案及び見積に当たり、あらかじめ見込むべき大学又は施設管理者指定の安全対策条件がございましたら、ご提示ください。	提案及び見積に当たっては、工事区域と施設利用区域の適切な区画、利用者と工事関係者・車両の動線分離、立入防止措置等、施設の利用状況及び工事内容に応じた安全対策を見込んでください。なお、具体的な実施方法については、着工に先立ち、本学及び関係施設と協議の上、決定するものとします。
22	土日祝日の作業条件	19	2	5	(3)	1)	②	ウ	関係法令を遵守し、大学及び近隣関係者との事前協議・調整を行うことを前提として、土曜日、日曜日及び祝日の工事作業は可能でしょうか。作業時間帯や作業内容等に制限がある場合は、併せてご教示ください。	夜間、日曜日、祝日に行う場合は、本学へ事前報告をすることとします。また、入試実施日等により、工事中止等の措置をする場合があります。なお、作業時間は午前８時～午後７時までとします。ただし、午後６時以降は音の出る作業は行わないものとします。
23	夜間作業の条件	19	2	5	(3)	1)	②	ウ	関係法令を遵守し、大学及び近隣関係者との事前協議・調整を行うことを前提として、夜間の工事作業は可能でしょうか。作業時間帯や作業内容等に制限がある場合は、併せてご教示ください。	No.22への回答を参照してください。
24	報告書	24	3	3	1				建築設備定期調査・特定建築物定期調査・防火設備定期調査が必要となると思われますが、特定建築物定期調査と防火設備定期調査の直近の報告書をご共有いただくことは可能でしょうか。	「追加資料24-1_建築設備定期検査報告書」、「追加資料24-2_特定建築物定期検査報告書」および「追加資料24-3_防火設備定期点検報告書」を参照してください。
25	点検報告書の提出	24	3	3	1				住居側といずみナーサリー側と一体の点検となっている消防設	詳細な業務分担や費用負担については、本学との協議により定

No.	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ｱ	質問	回答
									備法定点検・建築設備定期調査・特定建築物定期調査・防火設備定期調査等について、学生寮運営開始後は、事業者は住居側のみ点検・点検報告書を作成し、いずみナーサリー側とは別に住居側のみを行政へ提出するという理解でよいでしょうか。	めるものとします。なお、本事業範囲外の点検・調査等にかかる費用については、本事業とは別途本学の負担とします。
26	点検業務の範囲	24	3	3	1				消防設備法定点検・建築設備定期調査・特定建築物定期調査・防火設備定期調査以外についても、いずみナーサリー側とつながっている設備や点検などが一体になっているものがある場合、運営事業者側の管理対象は住宅の範囲のみとするという理解でよいでしょうか。	No.25 の回答を参照してください。
27	管理人の勤務体制について	35	4	2	5	2			管理人について、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例に基づき、「週5日以上かつ日中 8 時間以上の常駐」とされていますが、以下をご教示ください。 ・年末年始、夏季休業期間、大学の休業期間における常駐要否	本学として、年末年始、夏季休業期間、本学の休業期間における管理人の常駐の要否についての想定はありません。
28	管理人の勤務体制について	35	4	2	5	2			管理人について、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例に基づき、「週5日以上かつ日中 8 時間以上の常駐」とされていますが、以下をご教示ください。 ・年間の想定勤務日数または休業可能日数	本学として、管理人の年間の想定勤務日数または休業可能日数の想定はありません。

＜ ④ 要求水準書／資料に関する質問回答 ＞

No.	項目	番号	○枚目	上･中･下	質問	回答
29	業務範囲	1			清掃業務等の管理業務は、資料1の紫色着色部分のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	配置図	1			いずみナーサリーは本事業範囲外となっておりますが、設備改修工事において、全館の停電や断水、ガスの停止等が発生する場合、いずみナーサリーの休館中や夜間であれば問題ないと考えて宜しいでしょうか？	No.19 への回答を参照してください。
31	配置図	1			園庭と本事業計画地の境界部分についてメッシュフェンスということですが、本事業の工事車両及び重機搬出入通路幅が極端に狭いため、本事業施工中、工事車両及び重機搬出入の際、通行障害ある場合は都度取り外し復旧できるものにしていただくことは可能でしょうか。	原則不可とします。
32	給排水設備の更新された現況資料	4	102 － 104	全体	資料 4 の 102～104 枚目（図番 M-6～M-8）及び資料 19 の給水・ガス切り分け図に関連し、提示済み資料以降の改修又は系統変更を反映した給排水設備の現況図・系統図等を大学が保有している場合、ご提示いただけますでしょうか。	本学よりご提示できる資料はありません。
33	構造計算書の通り芯符号	9-1	6		【資料 9-1】における通り芯符号が、【資料 3】【資料 4】の通り芯符号と異なります。通り芯 A,B,C を C,B1,A、通り芯 1,3,5～25 を 1,2,3～13 にそれぞれ読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	項目	番号	○枚目	上･中･下	質問	回答
34	構造計算書の建物形状	9-1	2 35 36		【資料 9-1】一般事項　j)住戸立面並び において、太線で書かれた立面形状が実際の立面形状と異なり、構造計算内容(35,36 枚目ほか)を見ても太線形状にて構造計算がなされているようです。実際の立面形状での構造計算書の提供をお願いします。	住居棟の構造計算書については、「追加資料 34_構造計算書（設計変更）」を参照してください。
35	借室電気室の容量検討資料	12	7	上段	資料 12 の 7 枚目（図番 E-7）に関連し、借室電気室の電力供給余力を検討するため、既設変圧器の定格容量、現状の最大需要電力及び増設可能容量について、大学が保有する資料又は把握している情報をご提示いただけますでしょうか。	東京電力との借室契約については、「追加資料 12_東電借室契約現況図」をご確認ください。
36	（参考）各種インフラの改修範囲図	19			青線の給水管、緑線のガス管は事業範囲外とする。となっておりますが、給水引込管のサイズアップをする場合、引込部分のみ事業範囲内として宜しいでしょうか。	給水引込管のサイズアップをする場合、引込部分のみ事業範囲内とすることも可能とします。ただし、その場合は、当該部分の維持管理業務を含むものとします。

＜ ⑦ 事業契約書（案）に関する質問回答 ＞

No.	項目	頁	章	節	条	項	質問	回答
37	非常時、緊急時の対応	21	5	2	54	2	１回目の質問書と同様の内容でございます。非常時、緊急時はその時の状況によって対応の仕方が違い、サービス購入費以外の費用が発生する場合も考えられます。1 回目の回答では原案の通りとします。との事でしたが、『事業者は大学に内容を報告し、大学は直ちに調査及び状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。その際の費用負担に関しては大学と事業者が協議して決定する。』等の内容に変更検討頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。事業者は、非常時、緊急時の対応を本学と協議した上で計画書を作成し、災害、事故等の発生時には当該計画書に基づき必要な措置等をとることになり、当該対応はサービス購入費に含まれます。なお、事業者において予め想定しておくべき計画書の範囲を超えた対応が必要になり、事業者に追加費用が発生した場合において、それが事業契約書第 1 条第 27 号に定める「不可抗力」によるときは、第 79 条第 1 項に基づき、本学及び事業者は追加費用の負担について協議することになります。

＜ ⑧ その他に関する質問回答 ＞

No.	項目	質問	回答
38	公共料金	既存施設の共用部の公共料金（水光熱費）を参考にご教示いただくことは可能でしょうか。	既存施設（大塚宿舎）の共用部の公共料金（水光熱費）については、「追加資料 38_既存施設の公共料金」をご確認ください。
39	来訪者の制限	来訪者について、自販機の商品入れ替え等で作業員（男性）が寮内に入ることは可能でしょうか。（管理人がいる時間帯に限る）	管理人がいる時間帯に限ることを条件として、男性の作業員が寮内に入ることを認めます。
40	国立大学法人の信用リスク	本事業は最長 45 年間という超長期にわたる事業期間であり、事業者が調達するプロジェクトファイナンス（融資）の弁済原資は、貴大学から支払われる対価（サービス購入料等）または事業収入に依存することとなります。 金融機関における超長期の与信・リスク審査を行うにあたり、既存の国立大学 PFI/PPP 事業 筑波大学附属病院 PFI 事業 ［https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/pfi/nyusatsu/080130_nyusatsu_Q&A.pdf］ 京都大学（南部）総合研究棟施設整備等事業 ［https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaaboutprocuranceconstructionpfidocumentsnanbu030328kaito.pdf］ 付属資料 8 ［https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaaboutprocuranceconstructionpfidocumentsnanbu030328att08.pdf］ における質疑回答実績を踏まえ、以下について	本学が事業契約に基づき負担するサービス購入費その他の支払義務については、当該契約の定めに従い履行するものです。本学としては、適切な財務運営に努めるとともに、事業契約に基づく義務の履行を通じて、本事業の安定的な実施を図ってまいります。 一方、国立大学法人であることをもって、本事業に係る本学の債務について国による保証がなされることや、将来、本学の財務状況・経営状態が悪化した場合に、国による財政支援その他の措置が必ず講じられることを、本学としてお約束するものではありません。将来の国の政策判断及び予算措置については、本学から確約することはできません。 ご提示の平成 15 年 3 月 17 日文部科学省「国立大学法人化に伴う PFI の取扱について」は、国立大学の法人化に際し、国が締結した PFI 事業契約に係る債権債務を国立大学法人が承継する場合の措置を定めたものです。本事業につい

No.	項目	質問	回答
		ご見解をご教示ください。 超長期における信用力・破綻手続の適用について 国立大学法人法等に基づき設置・運営されている国立大学法人は、一般の民間企業のような破綻・倒産手続き（会社更生法、民事再生法等）が想定されない独立行政法人と同等の法的性質を有すると理解しております。 最長 45 年という超長期の運営期間中において、万が一、貴大学の財務状況・経営状態が著しく悪化した場合であっても、一般の民間倒産手続は適用されず、国（文部科学省）の監督・予算措置のもとで法人の事業継続および契約に基づく対価支払責任は維持されるという解釈で相違ないかご教示ください。 （平成 15 年 3 月 17 日文部科学省「国立大学法人化に伴う PFI の取扱について」ご参照）	て、同資料をもって国による財源措置等が当然に確保されるとお答えすることはできません。
41	国立大学法人の信用リスク	組織再編・法人統合（有事）における契約上の地位および支払責任の承継について 近年、国立大学法人においては「1 法人複数大学（アンブレラ方式）」等による法人統合や組織再編が進められております。 本事業期間中に、国の政策や組織改編等により貴大学の組織再編・他法人との統合・改組等（有事）が発生した場合であっても、関係法令等の規定や契約上の措置に基づき、本事業契約における発注者としての地位、およびこれに伴う対価（サービス購入料等）の支払債務・権利義務関係は、新法人等へ何ら変更なく適正かつ確実に承継されると理解してよろしいでしょうか。 貴大学保有資産への担保権設定について 事業契約に基づく対価の支払義務の履行を確保する観点から、融資関連契約及び担保関連契約において、貴大学が保有する資産を対象とした担保権（質権等）の設定を可能とする旨の条項を設けることについて、お認めいただくことは可能でしょうか。	組織再編・法人統合時の契約上の地位及び支払責任の承継について、本事業期間中に本学の組織再編、他法人との統合、改組等が行われる場合、本事業契約における本学の契約上の地位及びこれに伴う支払債務その他の権利義務の取扱いは、当該再編等に係る関係法令等に従うこととなります。本学としては、本事業の継続及び契約上の義務の履行に支障が生じないよう、再編等の態様に応じ、契約上の地位及び支払債務その他の権利義務の適切な承継等に向けて必要な対応を行う方針です。ただし、将来の国の政策や組織再編等の具体的な内容は現時点で定まっていないため、承継先や承継方法を含め、いかなる場合にも権利義務関係が何ら変更なく承継されることを、あらかじめ確約するものではありません。 大学保有資産への担保権設定について、本事業において、本学の対価支払義務の履行を担保するために、本学が保有する資産に担保権を設定することは予定しておらず、ご提案の担保権設定を可能とする旨の条項を設けることは認めません。本学が負担する対価の支払義務については、事業契約の定めに従い履行するものとします。

以上